

第1章 公会計の範囲・機能

1-1 文言問題

- (1) 公共部門に含まれる国や都道府県市区町村などの地方公共団体，独立行政法人，公営企業に加えて，特定公益増進法人としての公益法人，社会福祉法人，学校法人といった，公共サービスを提供する組織が公会計の対象になる。
- (2) 公的組織における会計情報の機能には内部管理，受託責任の解除，官公庁への報告，外部者への報告がある。最近では市民や債権者などの外部者に対して説明責任を果たすことが強く求められており，会計情報の開示と活用が活発に議論されている。

1-2 論述問題

以下では代表的な解答例を示す。

(1) 市民（納税者）

居住地の決定，地方公共団体の合併に対する賛否の決定，選挙候補者の投票などで活用することができる。

(2) 債権者

公債の安全性を測定し，資金拠出先の選択にさいする根拠とするために会計情報を活用することができる。

(3) 内部の経営管理者

予算の設定や決算の承認，また管理監督をおこなう場合に会計情報を活用することができる。

第2章 公会計を用いた財務分析の基礎

2-1 文言問題

- (1) 企業会計の場合は投資家や株主、債権者といった情報利用者の活用を想定しうが、公会計の場合、幅広い情報利用者のなかから、どのような立場の視点で分析するのかについて特定することが必要である。
- (2) 公共サービスの程度について会計情報を用いて算定する場合、公共サービスに向けた事業費を総費用で除することによって算定することができる。一方、財務健全性は総収益から総費用を差し引いた収支差額が財務健全性のひとつとなる。

2-2 計算問題

(1) 公共サービス提供の程度

事業費を総費用で除した事業費比率が公共サービス提供の程度を示す指標として考えられる。

$$100,000 \text{ (事業費)} \div \{100,000 \text{ (事業費)} + 120,000 \text{ (人件費)} + 30,000 \text{ (経費)}\} = 0.4 \text{ (事業費比率)}$$

(2) 財務健全性

経常収益から計上費用を差し引いた経常収支差額、あるいは経常収支差額から経常収益を除した経常収支差額比率が考えられる。

$$240,000 \text{ (経常収益)} - 250,000 \text{ (経常費用)} = -10,000 \text{ (経常収支差額)}$$

$$-10,000 \text{ (経常収支差額)} \div 240,000 \text{ (経常収益)} = -0.042 \text{ (経常収支差額比率)}$$

2-3 経営判断問題

財務健全性を示す経常収支差額比率が0以下であり、事業の継続性が将来危なくなるかもしれない。経常収益の内訳に関する情報がないが、特定の収益に偏っている場合は他の収益源を探ることが必要である。また、管理費、人件費について見直すことが考えられる。

第3章 政府における予算・決算情報の分析

3-1 文言問題

- (1) 国と地方公共団体の会計の記帳方法は、単式簿記が採用されている。また、国の会計の認識基準については、現金主義が採用されている。地方公共団体の会計においても、予算・決算においては現金主義が採用されているが、近年の公会計制度改革によって、財務諸表作成においては発生主義が導入された。
- (2) 国・地方公共団体は、強制的に国民・住民から租税を徴収することから、その使いみちを国民・住民の代表である議員（議会）が決めることが重要であり、企業会計とは異なり決算よりも予算が重要視されている。

3-2 計算問題

- (1) 前年度の国の公債依存度

たとえば、2016年度の公債依存度は次の通りである。

$$367,474 \text{ 億円} \div 975,418 \text{ 億円} = 0.3767 \quad \therefore 37.7\%$$

- (2) 歳出の内訳比率（構成比）

歳出の状況（単位 千円・％）

目的別歳出の状況（単位 千円・％）

区分	決算額	構成比
議会費	2,000,000	0.1
総務費	82,000,000	5.8
民生費	544,000,000	38.7
衛生費	87,000,000	6.2
労働費	1,000,000	0.1
農林水産業費	1,000,000	0.1
商工費	77,000,000	5.5
土木費	189,000,000	13.4
消防費	65,000,000	4.6
教育費	159,000,000	11.3
災害復旧費	-	-
公債費	186,000,000	13.2
諸支出金	14,000,000	1.0
前年度繰上充用金	-	-
歳出合計	1,407,000,000	100.0

3-3 考察問題

2016年度の横浜市、大阪市、福岡市の3市を比較する。

まず、歳入・歳出の内訳を検討すると、歳入については、横浜市の自主財源比率が61.2%であり、福岡市の59.6%、大阪市の59.2%よりも高い。また、横浜市は歳入全体に占める地方税の割合が高く、大阪市は法人市民税の割合が相対的に高いという傾向がある。

歳出については、目的別歳出内訳の、民生費、商工費、教育費、公債費に注目する。民生費率については3市とも上昇しており、大阪市が46.0%であり、横浜市の40.7%、福岡市の35.9%と比較して相対的に高く、児童、高齢者、障害者等のための福祉施設の整備運営、生活保護の実施等に力を入れていることがわかる。また、商工費率については、3市とも減少傾向であり、福岡市の12.2%は、大阪市の5.8%、横浜市の3.4%と比較して相対的に高く、創業特区に力を入れている姿勢がうかがえる。そして、教育費率については、福岡市が10.3%であり、横浜市の8.7%、大阪市の8.2%よりも相対的に高く、人を育てるという視点を重視していると思われる。公債費率については、大阪市が17.0%であり、福岡市の13.0%、横浜市の12.7%よりも相対的に高く、借金の返済を重視している姿勢がうかがえる。

実質公債費比率は、横浜市は16.5%、福岡市は12.2%、大阪市は7.9%である。いずれの市も全国市町村平均(6.9%)よりも高いが、大阪市は、政令指定都市平均(10.3%)よりも低く、資金繰りに余裕があるといえる。また、横浜市と福岡市は政令指定都市平均よりも高く、相対的に資金繰りが苦しい状況にある。横浜市が高い理由は、過去の人口増加によるインフラ整備を進めた際に発行した市債返済についての公債費負担が大きいからである。

将来負担比率は、横浜市は160.7%、福岡市は152.7%、大阪市は95.2%となっている。大阪市は政令指定都市平均(115.7%)よりも低い、横浜市と福岡市は政令指定都市平均よりも高い。大阪市は相対的に将来の財政を圧迫する可能性が低いといえるだろう。また、3市とも低下傾向にあるが、特に大阪市の下げ幅が大きいことがわかる。その理由は、地方債の発行を抑制してきたことにより地方債残高が減少したためである。

第4章 中央政府における会計制度改革

4-1 文言問題

- (1) 省庁別財務書類は、各省庁の財政状況等に関する説明責任の履行の向上及び予算執行の効率化・適正化に資する財務情報を提供することを目的としている。
- (2) 省庁別財務書類は、国の歳入歳出決算および国有資産台帳等の計数にもとづき、必要に応じて過去の事業費を累計して作成される。企業会計の考え方や作成方法を参考にしているものの、省庁別財務書類は日々の取引の段階から複式簿記による発生主義会計を採用しているわけではないという特徴がある。

4-2 計算問題, 4-3 考察問題

どの範囲を用いるかによるが、2013年度以前から比較すると資産形成度や世代間公平性の指標は全体として悪化している。少子高齢化や人口減少の対策が後手に回っていたことが要因であろうと考えられる。

また、阪神大震災（1995年）や東日本大震災（2011年）のような大規模災害、不良債権の処理（1998年）やリーマンショック（2009年）のような経済危機の前後に着目してみても面白いであろう。

第5章 地方公共団体における「統一的な基準」による財務書類と財務分析

5-1 文言問題

- (1) 貸借対照表, 行政コスト計算書, 純資産変動計算書, 資金収支計算書
- (2) p. 85 図表 5-2 を参照。

5-2 計算問題

pp. 92-98 で紹介されている各指標の定義を参照。

5-3 意思決定問題

pp. 92-98 で紹介されている各指標の解釈を参考にしながら, 自分なりに考察。

第6章 公営企業における会計と分析

6-1 文言問題

- (1) 住民に対し、経済性と公共性を両立する形で公共サービスを提供することが求められている。
- (2) 地方公営企業会計制度は1966年以来大きな見直しがされてこなかった。それに対して、民間企業を対象とした会計基準は大きく変化してきた。この両者の整合性をはかり、相互の比較分析を容易にすることが改正の趣旨の1つであった。それに加えて、改革が先行していた地方独立行政法人の同種事業・団体間比較のためにも、改正が必要とされた。

6-2 計算問題

- (1) 職員給与費比率 58.0%
- (2) 経常収支比率 97.9%
- (3) 医業収支比率 92.6%

6-3 経営判断問題

- (1) コスト配分の特徴……他病院と比較すると、職員給与費比率がかなり高い。材料費比率も高い。
- (2) 健全性……医業収支比率を見ると、ほとんどの期間で90%を下回っており、危険な状態である。
- (3) 提言……病床稼働率、医業収益額のトレンド、医師・看護師数の推移などそのほかの情報がないと正確な判断は難しいが、1つの仮説として、医師の退職が補充できないなどの理由で病床稼働率が低下しており、その結果医業収益額が激減し、職員給与比率・材料費比率ともに高くなっている可能性がある。医業収益額回復のために、医師をはじめとする医療専門職の獲得にこれまで以上に努力すること、病床稼働率向上のために目標設定と管理のサイクルを現場に根付かせることなどが提言となりうる。

第7章 独立行政法人における会計と分析

7-1 文言問題

- (1) 独立行政法人は公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが民間にゆだねると実施されないおそれのあるものなどを効率的かつ効果的におこなわせることを目的として設置される。根拠法は独立行政法人通則法および各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律である。
- (2) 2018年4月1日現在の独立行政法人一覧である。以下から選択してHP等から調査するとよい。

所管	名称	種別
内閣府	国立公文書館	行政執行法人
	北方領土問題対策協会	中期目標管理法人
	日本医療研究開発機構	国立研究開発法人
消費者庁	国民生活センター	中期目標管理法人
総務省	情報通信研究機構	国立研究開発法人
	統計センター	行政執行法人
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	中期目標管理法人
外務省	国際協力機構	中期目標管理法人
	国際交流基金	中期目標管理法人
財務省	酒類総合研究所	中期目標管理法人
	造幣局	行政執行法人
	国立印刷局	行政執行法人
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	中期目標管理法人
	大学入試センター	中期目標管理法人
	国立青少年教育振興機構	中期目標管理法人
	国立女性教育会館	中期目標管理法人
	国立科学博物館	中期目標管理法人
	物質・材料研究機構	国立研究開発法人
	防災科学技術研究所	国立研究開発法人
	量子科学技術研究開発機構	国立研究開発法人
	国立美術館	中期目標管理法人
	国立文化財機構	中期目標管理法人
	教職員支援機構	中期目標管理法人
	科学技術振興機構	国立研究開発法人
	日本学術振興会	中期目標管理法人
	理化学研究所	国立研究開発法人
	宇宙航空研究開発機構	国立研究開発法人
	日本スポーツ振興センター	中期目標管理法人
	日本芸術文化振興会	中期目標管理法人
	日本学生支援機構	中期目標管理法人
	海洋研究開発機構	国立研究開発法人
	国立高等専門学校機構	中期目標管理法人
	大学改革支援・学位授与機構	中期目標管理法人
	日本原子力研究開発機構	国立研究開発法人
	厚生労働省	医薬基盤・健康・栄養研究所
労働者健康安全機構		中期目標管理法人
勤労者退職金共済機構		中期目標管理法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構		中期目標管理法人
福祉医療機構		中期目標管理法人
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		中期目標管理法人
労働政策研究・研修機構		中期目標管理法人
国立病院機構		中期目標管理法人
医薬品医療機器総合機構		中期目標管理法人
地域医療機能推進機構		中期目標管理法人
年金積立金管理運用		中期目標管理法人
国立がん研究センター		国立研究開発法人
国立循環器病研究センター		国立研究開発法人
国立精神・神経医療研究センター		国立研究開発法人
国立国際医療研究センター		国立研究開発法人
国立成育医療研究センター		国立研究開発法人
国立長寿医療研究センター		国立研究開発法人
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	行政執行法人
	家畜改良センター	中期目標管理法人
	水産研究・教育機構	国立研究開発法人
	農業・食品産業技術総合研究機構	国立研究開発法人
	国際農林水産業研究センター	国立研究開発法人

	森林研究・整備機構	国立研究開発法人
	農畜産業振興機構	中期目標管理法人
	農業者年金基金	中期目標管理法人
	農林漁業信用基金	中期目標管理法人
経済産業省	経済産業研究所	中期目標管理法人
	工業所有権情報・研修館	中期目標管理法人
	産業技術総合研究所	国立研究開発法人
	製品評価技術基盤機構	行政執行法人
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	国立研究開発法人
	日本貿易振興機構	中期目標管理法人
	情報処理推進機構	中期目標管理法人
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	中期目標管理法人
	中小企業基盤整備機構	中期目標管理法人
	国土交通省	土木研究所
建築研究所		国立研究開発法人
海上・港湾・航空技術研究所		国立研究開発法人
海技教育機構		中期目標管理法人
航空大学校		中期目標管理法人
自動車技術総合機構		中期目標管理法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		中期目標管理法人
国際観光振興機構		中期目標管理法人
水資源機構		中期目標管理法人
自動車事故対策機構		中期目標管理法人
空港周辺整備機構		中期目標管理法人
都市再生機構		中期目標管理法人
奄美群島振興開発基金		中期目標管理法人
日本高速道路保有・債務返済機構		中期目標管理法人
住宅金融支援機構		中期目標管理法人
国立環境研究所		国立研究開発法人
環境再生保全機構		中期目標管理法人
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	行政執行法人

7-2 仕訳問題

(1)

(借方) 現 金 1,000 千円 (貸方) 運営費交付金債務 1,000 千円

(2)

(借方) 運営費交付金債務 600 千円 (貸方) 運営費交付金収益 600 千円

(3)

(借方) 建 物 6,000 千円 (貸方) 現 金 6,000 千円

(借方) 運営費交付金債務 6,000 千円 (貸方) 資産見返運営費交付金 6,000 千円

(4)

(借方) 減 価 償 却 費 200 千円 (貸方) 建物減価償却累計額 200 千円

(借方) 資産見返運営費交付金 200 千円 (貸方) 資産見返運営費交付金戻入益 200 千円

7-3 計算問題

テキスト第3節にもとづき説明すること。

第8章 公益法人における会計と分析

8-1 文言問題

- (1) 公益性の認定は、公益認定に関する申請があった一般社団・財団法人を対象として、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づき行われる。
- (2) 公益法人制度改革とは2008年12月に施行された「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、(1)で取り上げた公益認定の根拠法、ならびに関係法令の整備に関する法律の3つによる改革である。それまでは旧民法34条を根拠法として公益認定と法人格付与が同時に行われていたが、公益認定を切り離すことが改革の趣旨であった。

8-2 計算問題

- (1) 公益目的事業比率… 92.93% (当期)
- (2) 一般正味財産増減比率… 38.15%
- (3) 正味財産比率… 66.29%

8-3 経営判断問題

8-2の算定方法に従い計算し、実施するとよい。

※テキスト上8-1「公益大学」は「公益法人」の誤植であり、8-2は総資産額24,896,756の記載が漏れておりました。お詫びいたします。

第9章 社会福祉法人における会計と分析

9-1 文言問題

- (1) 社会福祉法人の根拠法は社会福祉法であり，社会福祉サービスを提供することが社会福祉法人の目的である。
- (2) 社会福祉法人の会計制度は，2000年度の介護保険制度開始以降，複数の会計基準・規定が併存し事務処理が煩雑であり，会計基準によって計算結果が異なるという状況にあった。この状況を解決するために，社会福祉法人のすべての事業を適用対象とする新しい会計基準が定められ，2015年度以降はすべての社会福祉法人がこれに従うこととなっている。

9-2 計算問題

- (1) 人件費比率… 66.9%
- (2) サービス活動増減差額率… 3.7%
- (3) 固定資産老朽化率… 56.7%

9-3 経営判断問題

- (1) コスト配分の特徴……同規模の他法人と比べて，人件費比率が極端に高い一方で，減価償却費比率は低く，年々低下している。B法人，C法人は途中で減価償却費比率が高まっているが，何らかの設備投資（建物の建て替え・新しい器具等の導入）を行っているとは推測できる。
- (2) 健全性……徐々に低下し，現在は赤字となっている。B法人と比較するととくに低く，健全性（収益性）に問題を抱えているといえる。
- (3) 提言……まず，類似のB・C法人での設備投資の状況を確認し，彼らがどこに投資をしているのかを分析する必要がある。B法人とC法人を比較するとB法人で設備投資の効果が顕著に表れているようなので，2つの法人の設備投資の違いに注目する。B法人は設備投資の結果，利用者・職員の両方に魅力的な施設を持つ法人となり，その結果利用者と職員の維持・増加，さらには収益性の改善につながっていると思われる。そこで，A法人経営層に対してはB法人の設備投資を参考に，より魅力的な施設となるような設備投資案を提案する。

第10章 学校法人における会計と分析

10-1 文言問題

- (1) 学校法人の根拠法は私立学校法であり、「自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発展に寄与する」ことを目的とする。
- (2) 私立大学は600校を超えており、各90校程度しかない国公立大学に比べて多くの教育機会を社会に提供している。推奨されている財務情報の公開を行い、制度的に要求される機能分化の検討や強制化された教育研究情報の開示に対して責任を果たしながら、根拠法にもとづいて理事5名以上の理事会、理事の2倍まで選任可能な評議員における会議を重ねることが大切である。

10-2 計算問題

- (1) 教育研究経費比率… 37.34%
- (2) 事業活動収支差額比率… 0.61% (事業活動収入から事業活動支出を引いた額を事業活動収入で除した割合である)
- (3) 基本金組入率… 0.23%

10-3 経営判断問題

- (1) B大学およびC大学に比べて、教育研究経費比率が増加している。特に2017年度、2018年度は著しく伸びており、建物などの投資をしたことがうかがえる。一方、管理経費比率がB大学およびC大学に比べて非常に高く、増加傾向にあることから、経営改善できる余地が残されている可能性がある。
- (2) 流動比率は100%を超えており、安全であるが、学校法人は入学時および授業振り込み時点で現金流入が多いことから、本指標がいつの時点であるかに注意する必要がある。
- (3) 教育研究経費比率が伸びている点は学生・保護者にとって非常に望ましいことのように思われるが、一方で管理経費比率も伸びている。今後は管理経費比率の伸びをコントロールすることが求められる。ただし、管理経費は理事会や法人部門スタッフ関連の経費や本部資産に対する減価償却費が計上されるため、それらの経費の見直しが必要であるが、広告費などで活用している場合は多額過ぎないのであればその限りではない。

以上